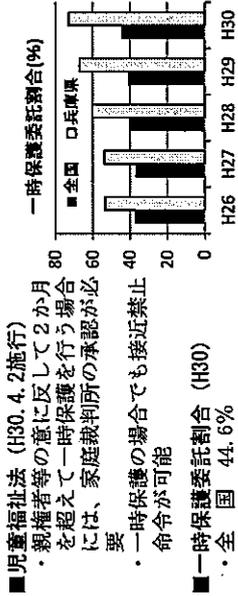


第1章 一時保護所をめぐる状況

I 法改正及び全国の状況

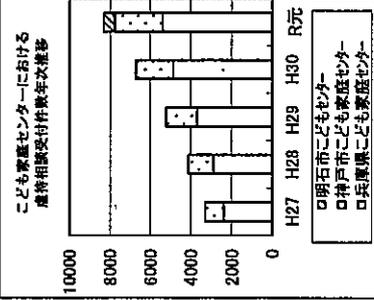


【児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会】  
 国は、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加えることとしている。  
 ＊第1回 R2.9.18開催

II 県の状況

○ 令和元年度に県内の子ども家庭センターが受け付けた児童虐待相談件数は8,308件と平成27年度の3,281件と比較して153%増となっている。  
 ○ 令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）と平成27年度の781人と比較して96%増となっている。  
 ○ 児童一人あたり一時保護所在日数は31.1日と平成27年度の24.6日と比較して26%増となっている。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人
平均在日数	24.6日	25.4日	27.9日	31.0日	31.1日
一時保護委託数(養育費除く)	330人	466人	637人	780人	1,119人



III 第三者評価報告

【特に優れていると思われる点】  
 ・一時保護所運営マニュアルに学童、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。  
 【特に改善や工夫などを期待したい点】  
 ・一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。  
 (R2.3)

第2章 一時保護改革に向けた取組

I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定



■ 事業計画・目標の明確化  
 ・一時保護所の運営課題に沿った目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定  
 ■ 内検討会議の開催  
 ・一時保護所の職員、本庁職員、管理監督職等で構成するワーキンググループにおける検討  
 ■ 運営マニュアルの見直し  
 ・平成31年3月に策定した「一時保護所運営マニュアル」の理念の明確化、適時適切な見直し

● 一時保護所の運営について、単なる行事計画や取組以外に、一時保護所の運営課題に沿った理念や目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画の策定の有無(全国調査)  
 (回答した一時保護所数：79)

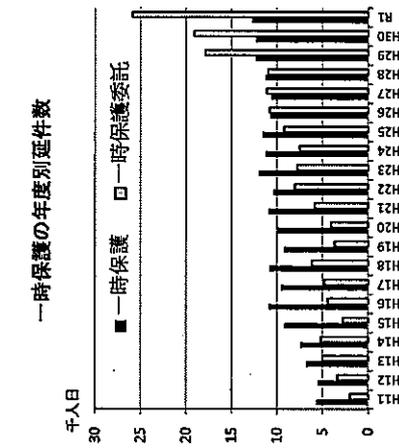
有	無
8.9%	91.1%

＊全国的に理念や目標を盛り込んだ事業計画を策定している一時保護所は極めて少ない。

II 一時保護所の複数箇所設置(新設・運営) [定員・箇所数・整備方針]

＊ 一時保護所の複数箇所設置～1か所集中から複数分散へ～  
 【現状と課題】  
 ・ 5年当り、一時保護を要する児童が減少する中、一定規模の児童数を確保することにより的確な行動観察、資質向上のための職員研修を行うため分散する一時保護所を1か所に集約  
 ・ 一時保護所は常に満床状態で、一時保護委託件数が急増  
 ・ 一時保護委託割合(H30)：全国44.6% 兵庫県72.9%  
 ・ 児童人口に対する定員数は全国と比較してかなり少ない  
 ・ 新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等を考慮すると、1か所集中型では不安  
 ・ 中央子ども家庭センター以外の子ども家庭センターから一時保護所への児童の移送、在所中の児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担が増加  
 ・ 施設の不適応児や知的障害児の措置変更を行う際の一時的保護が、一時保護所が満床で利用できない場合がある

■ 一時保護所の複数箇所設置  
 ・ 兵庫県東部、中央部、西部に分割し各エリアに1か所ずつ設置することを検討  
 ・ 児童虐待相談件数の多い阪神圏を有する東部エリアを先行して新設整備  
 ・ 中央部エリアについては、老朽化する現在の一時保護所を建替または移設整備  
 ・ 西部エリアについては、今後の状況を踏まえ検討  
 ■ 一時保護所の定員の見直し  
 ・ 中核市の児童相談所設置の動向を踏まえ、将来的な定員の見直しを検討  
 ■ 人員体制の強化  
 ・ 児童指導員や保育士の人材派遣の活用、監護業務委託の検討  
 ・ 会計年度任用職員の給与等雇用条件改善の協議検討



区分	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人あたりの定員数 (A)/(B)
兵庫県	40	48.2	0.83
全国	3,059	1,595.1	1.92

### Ⅱ 児童の最善の利益を考慮した設計、設備

- 開放的な環境の確保
  - ・採光、通風、色彩、デザイン等を工夫し、柔らかく暖かみを感じられる開放的な生活空間となるよう設計
  - ・児童の居室や職員の仕事スペースの十分な広さの確保
  - ・児童が行き交うのに十分な廊下幅の確保
  - ・エリア間移動時の指紋又は顔認証の鍵によるドアの開閉

- レクリエーション設備等の充実
  - ・グラウンドや体育館の十分な広さの確保
  - ・グランドや体育館が図れるプレイルームや視聴覚室、リビン等の貸し出しスペースの確保や図書、DVD等の充実
  - ・リビングスペースにソファアを置くなど、家庭的な環境で児童がリラックスできる空間となるよう配慮

●子どもが安心して過ごせる場の設置【複数回答可】 [全国調査] (回答した一時保護所数: 80)

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%

- 【その他の場所の設置】
- ・リビングスペース (テレビ・マンガあり)
  - ・読書室
  - ・遊戯室
  - ・テレビ視聴やテレビゲームができるスペース
  - ・公用車を用いたの所外活動や図書利用、体育館活動
  - ・屋上中庭

[R2 児童課調査]

### Ⅲ 児童の権利擁護 (アドボカシー)

- 児童の権利擁護
  - ・一時保護所生活のしおりの内容更新、一定期間毎の繰り返しによる児童に対する意見聴取や意見箱の設置の検討
  - ・直接、児童の意見を聞く場面の設定
  - ・児童の特性に応じた声かけ等のルール策定
  - ・権利擁護に係る職員研修の実施の検討
  - ・権利擁護の観点からの私物所持のルールの再考
  - ・適切な貸与物品の提供の徹底



6 ぐり  
 児童の権利擁護  
 一時保護所生活のしおり  
 児童の意見箱  
 児童の意見聴取  
 児童の意見箱の設置  
 児童の意見箱の設置の検討  
 児童の意見箱の設置の検討

●児童の権利擁護のために実施していること【複数回答可】 [全国調査] (回答した一時保護所数: 80)

入所児童に対するアンケート	45.0%
意見箱の設置	65.0%
第三者の子どもにも対する意見聴取	22.5%
権利擁護に係る職員研修の実施	48.8%

[R2 児童課調査]

### Ⅳ 個別的な支援のあり方 (全居室の75%以上を個室化)

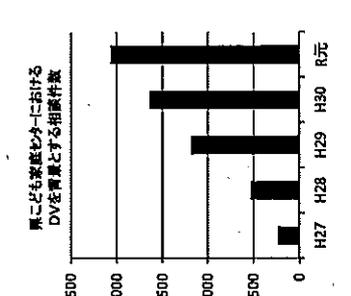
年齢	人数(人)	構成比 (%)
2~6歳	76	18.6
7~9歳	91	22.2
10~12歳	88	21.5
13歳以上	154	37.7
合計	409	100.0

- 全居室の75%以上を個室化
  - ・小学生高学年以上は個室対応
- 特別な配慮が必要な児童への対応
  - ・障害特性のある児童、LGBT、性加害児童等個別対応の部屋割り
- 特別室の確保確保
  - ・重大事件の袖法、ぐ犯児を一時的に受け入れる特別室を確保確保
- ユニットバスの設置
  - ・性的虐待を受けた児童や性加害児童等、個別に入浴することが望ましい児童に対応し、ユニットバスを一定数設置

●みんなの生活についてのアンケート調査  
 (Q)一時保護所で一緒にのお部屋で生活するのは何人かいいと思いますか。  
 (A)一時保護所であった267人中  
 (希望人数) 1人: 61人 2人: 69人 3人: 41人 4人: 49人  
 5人: 13人 6人以上: 34人  
 \*アパシが守られる、落ち着くといった理由から少人数の希望が多い。  
 [R2 児童課調査]

### Ⅴ 児童の権利擁護 (アドボカシー)

- 児童の権利擁護
  - ・一時保護所生活のしおりの内容更新、一定期間毎の繰り返しによる児童に対する意見聴取や意見箱の設置の検討
  - ・直接、児童の意見を聞く場面の設定
  - ・児童の特性に応じた声かけ等のルール策定
  - ・権利擁護に係る職員研修の実施の検討
  - ・権利擁護の観点からの私物所持のルールの再考
  - ・適切な貸与物品の提供の徹底



●「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」  
 ・児童相談所等関係機関と連携するにあたり、事前に取り決めた内容が記された書面等(文書、協定、マニュアル、手引き、非公式な申し合わせ等)の有無  
 (回答した配偶者暴力相談支援センター数: 282)  
 「ある」76センター (27%)  
 「ない、無回答」206センター (73%)  
 [R2 9月 内閣府発表]

### Ⅵ 個々の児童の能力に応じた学習の保障

- 学校教材の活用、学習進捗の確認
  - ・学校や教育委員会と連携し学校の教科書や副教材、プリント等を学習に活用
  - ・理解度を把握するためのテストの実施等による児童の学習進捗の確認
- 一時保護所からの通学の調査・研究
- 学習室の設置、ICT機器の活用
  - ・自己学習できる学習室の設置
  - ・タブレット端末等のICT機器の活用
- 学習支援の強化
  - ・学習指導員の増員や教員OB、ボランティア、学習支援のNPO法人の活用等による学習支援

●個々の学習進捗に応じたため、工夫していること【複数回答可】 [全国調査] (回答した一時保護所数: 80)

理解度を把握するためのテストを実施	70.0%
学習に使用している教材	72.5%
学校で使用している教科書	71.3%
学校で使用している副教材	73.8%
学校で使用しているプリント	85.0%

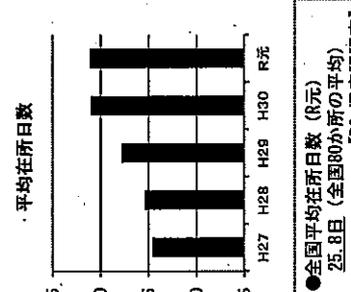
●子どもが安心して過ごせる場の設置【複数回答可】 [全国調査] (回答した一時保護所数: 80)

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%

[R2 児童課調査]

### Ⅶ 職員の質向上、適切なケア・アセスメントの実施

- 職員研修による質向上
  - ・一時保護に特化した研修の実施による専門性向上
  - ・西日本子ども研修センターあかしが実施する研修への派遣
  - ・行動診断を2週間以内の実施
  - ・行動診断の方法、様式の見直し
- 平均在所日数の縮減
  - ・入所から退所までの期間を3週間とするルートを徹底し平均在所日数を縮減
  - 【R2:31日→25日(H27並)】
- 関係機関と連携したケア・アセスメントの実施
  - ・チームで情報共有の上、子どもの援助方針を策定
  - ・総合的なアセスメントと通時の見直し
- 処置方法(相互応答体制)の検討
  - ・事故発生時等におけるグループ(男子学齢児、女子学齢児、幼児)相互の応答体制の検討
- 職員のメンタルヘルス研修の実施



●全国平均在所日数 (R2) 25.8日 (全国80か所の平均)  
 [R2 児童課調査]

子どもの最善の利益を実現するための  
一時保護改革の方向性

令和3年1月

一時保護所のあり方検討部会

目 次

～報告書をまとめるにあたって～

第1章 一時保護所をめぐる状況

I 法改正及び全国の状況	1
II 県の状況	2
III 第三者評価報告〔総合評価〕(R2.3)	4

第2章 一時保護改革に向けた取組

I 一時保護所の運営に係る事業計画の策定	6
II 一時保護所の複数箇所設置（新設・建替）〔定員、箇所数、整備方針〕	9
III 児童の最善の利益を考慮した設計、設備	14
IV 個別的な支援のあり方（全居室の75%以上を個室化）	18
V 児童の権利擁護（アドボカシー）	21
VI 個々の児童の能力に応じた学習の保障	24
VII 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施	27
VIII 児童虐待対応とDV対応との連携	30

【参考資料】

・ひょうごの児童相談（令和2年7月）から抜粋	32
・兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会「一時保護所のあり方検討報告」	37

～報告書をまとめるにあたって～

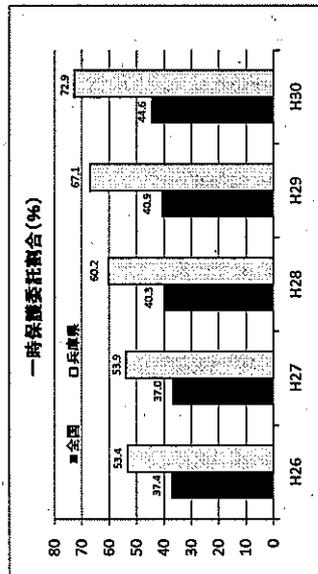
- 国の一時保護ガイドラインでは、一時保護の目的等について次のとおり記載されている。
- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。その際、一時保護中においても、「保護」だけでなく、子どもの「育つ権利」「参加する権利」を守るための最大限の配慮が必要である。
- 一時保護のあり方として、①一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。②一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。③一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」の機能がある。
- このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- 兵庫県の一時的保護所は、平成5年に、県下4か所のこども家庭センターに併設していた一時保護所を1か所に統合するとともに、平成15年に増築し、現在の建物となっている。築27年を経過し老朽化が進み、修繕費が年々増加するとともに、急増する一時保護児童の受け入れが困難かつ在日教の長期化が課題となっており、児童養護施設等への一時保護委託が急増している。
- また、児童監護にあたる職員の確保、処遇困難な児童への適切なケアアセスメント、一時保護中の学習権の保障、児童の権利擁護（アドボカシー）等の課題も山積している。
- 昨年度、一時保護所は第三者評価を受けた。その結果、優れた評価を受けた項目もあったが、改善や工夫を必要とする項目も散見された。
- 課題解消や、第三者評価で明確になった改善点の解消を図り、抜本的な一時保護改革を進めるため、『兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会一時保護所のあり方検討部会』を設置して様々な視点から議論を進めた。  
本報告書は、一時保護所の課題及び今後の方向性について提言したものである。

第1章 一時保護所をめぐる状況

I 法改正及び全国の状況

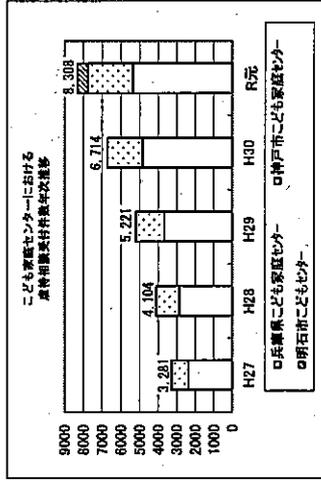
- 平成30年4月2日施行の改正児童福祉法により、児童相談所長が行う一時保護について、親権者等の意に反して2か月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならぬこととなった。また、一時保護の場合でも接近禁止命令が可能となった。
- 平成30年度の全国の一時保護件数46,497件のうち、一時保護所が25,764件、一時保護委託が20,733件と一時保護委託の割合は44.6%となっている。  
一方、兵庫県は、一時保護件数1,467件のうち、一時保護所が397件、一時保護委託が1,070件と一時保護委託の割合は72.9%となっており、委託が占める割合は非常に高くなっている。

- 国は、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するため一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。そのため、令和2年9月18日に第1回の『児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会』が開催された（主な検討事項：①一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置、②一時保護等に関する司法関与、③保護者への指導・支援）。



II 県の状況

- 令和元年度に県内の子ども家庭センターが受け付けた児童虐待相談件数は8,308件と平成27年度の3,281件と比較して153%増となっている。



- 令和元年度の一時保護児童数は1,528人（一時保護委託含む）と平成27年度の781人と比較して96%増となっている。
- 一時保護所の平均在所日数が令和元年度31.1日と平成27年度の24.6日と比較して、6.5日（26.4%増）長期化しており、その間、学校に行けない児童の学習を受ける権利を侵害している。
- 一時保護委託数が令和元年度1,119人と平成27年度の350人から急増（769人、220%増）している。特に、児童養護施設では、発達障害児等特性のある児童や体調不良児への対応、児童間トラブルへの対応等に加え、夜間の緊急一時保護を宿直職員が担っており、心身の負担になっている。

区分	H27	H28	H29	H30	R元
一時保護所入所児童数	431人	446人	445人	397人	409人
平均在所日数	24.6日	25.4日	27.8日	31.0日	31.1日
一時保護委託数(養護除く)	350人	466人	637人	780人	1,119人
上記のうち児童養護施設	184人	221人	345人	392人	483人

- 一時保護が長期化している児童も多く、子どもの学習を保障する面で課題となっている。

一時保護児童数（うち2か月を超えて保護した児童数）

区分	H30		R元	
	うち2か月超(割合)	うち2か月超(割合)	うち2か月超(割合)	うち2か月超(割合)
一時保護所	397人	52人(13.1%)	409人	39人 (9.5%)
一時保護委託(養護除く)	780人	60人(7.7%)	1,119人	86人(7.7%)

Ⅲ 第三者評価報告【総合評価】(R2.3) \*原文を転記

【特に優れていると思われる点】

- また、一時保護委託を依頼する各子ども家庭センターの管理監督職も警察との連絡調整、引き受けてくれる施設探し等相当の負担になっている。
- 何よりも、深夜に一時保護先が決まるまで何時間も待たされる子どもが1番つらく、相당한ストレスを感じる。早急な対策が望まれる。

- 一時保護所の運営については、一時保護所運営マニュアルに学齢児、幼児、共通事項に分けて、入退所から日常生活、緊急時対応など、あらゆる場面を想定した養育・支援の標準的な実施方法について、詳細に明記されており、それに基づいて安心・安全に配慮した仕組みを確立しています。

- 子ども本位の取り組みとして、日々、子どもが日記を記入することや2週間に1回行うアンケート調査で子どもの思いや意見を表出できる機会が設けられ、子どもに対して「子ども新聞」を購読できるようにしたことや女子ボールの机が重たいという意見に対して、机を変更した改善事例があり、子どもの思いや意見が生活に反映されています。

- 一時保護所としての環境や体制は、児童養護施設に準じて基準を満たしています。具体的には、就学前児童・学齢男子・学齢女子とグループ分けし、広い敷地の中、グラウンド、体育館、多目的室など多様な設備が設置されています。

また、プレイルームや浴室など生活で使用する場所については、きれいに清掃が行き届いており、適時、修繕や衛生管理も行われています。

- 中央子ども家庭センターのケースワーカー（児童福祉司）と一時保護所の職員との連携については、隣接しているため、定期的に情報共有や連携が図られるとともに、遠方の子ども家庭センターとの連携については、コンピュータネットワークを活用して、兵庫県の子ども家庭センターのシステムとして「福祉総合システム」の中で、情報の共有が図られています。

- 一時保護所として、行動観察を最も大切な役割として位置づけ、子どものかかわりを通じた情報の収集は、頑張るシートなどシステムの中の個別のケース記録に入力され、それを基に定期的に支援グループで検証し、行動観察が行われ、行動診断票にまとめられています。

- 一時保護を開始するにあたっては、受け入れ担当者が中心となって、養育・支援に必要な情報を把握し、各専門職に引き継ぐとともに、子どもへの説明を「一時保護所のしおり」に基づいて丁寧に行われています。また、緊急保護の場合にあっても、安心して生活できるよう、必要な日用品や着替え等について準備し、受入れ時に支給貸与されています。

### 【特に改善や工夫などを期待したい点】

○ 子どもも本位の養育・支援について、個別の配慮がうかがえましたが、組織としての具体的な支援については明確ではありません。今後は、子どもの最善の利益と子どもの権利を保障していく観点から、生活のルールの見直しや子どもの権利についての研修を充実させていくことで、子どもの権利について具体的な支援を構築していくことが望まれます。

○ 生活におけるルールは、広い意味で子どもたちを守るということを大切にしておき、鉛筆（とがったもの）・紙（アトレスの交換）などの制限があり、民間に委託している一時保護との乖離が感じられます。また、浴室や居室の壁などの各所に老朽化がみられ、家庭的な環境を整備するには至っていません。今後は、子どもが通常の生活をしていく施設としての環境整備が望まれます。

○ 一時保護所の運営について、年間を通した行事計画や取り組みについては定められていますが、一時保護所の運営課題に沿った事業計画は明確ではありません。今後は、一時保護所の運営に関して明確な目標設定や職員の研修計画を踏まえた事業計画を作成していくことが必要です。

○ 個別援助指針については、職員間の引継ぎや経験などで支援内容の統一はうかがえましたが、子どもに対する個別の援助に向けた統一された方針を示す仕組みはうかがえません。今後は、週1回行われているグループ会議の中に観察会議の要素を取り入れ、一時保護所としての個別の援助方針を明確にしていくことが望まれます。

### 第2章 一時保護改革に向けた取組

#### I. 一時保護所の運営に係る事業計画の策定

##### 1 一時保護の基本的な考え方

○ 一時保護は、こども家庭センターが行う相談援助活動の中で子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

○ 一時保護期間は、子ども自身が自分や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する期間であり、環境を整え、今後の援助方針に子ども自身が主体的に参画し、自己決定できるような支援を行うことが必要である。

○ 子どもにとっても、養育環境の大きな変化により、精神的にも大きな不安・負担を伴うため、子どもの精神状態を十分に把握し、心身の安定を図り、安心感を持って生活できるように支援する。

○ 一時保護所に入所する子どもは、年齢や保護に至る背景（虐待・非行等）が様々であり、自己肯定感が低かったり、発達障害やPTSDを抱えているなど個別支援が必要な児童が少なくないので、十分な配慮が必要である。

○ 子どもには、入所時に、生活のしおりで、日課等につき、説明・動機付け（ガイダンス）を行うものの、ルール等管理的な側面が多い。健康に過ごせるような基本的な生活習慣や規則正しい日課等は集団生活の中では必要ではあるが、一律に集団生活のルールを押しつけることは権利侵害に当たると考えらるべきである。子どもの権利擁護の丁寧な説明やモチベーションを上げたり、リラックスできるための工夫が必要である。

○ 一時保護所では、運営マニュアルを策定し、日々の児童監護業務に活用している。マニュアルは別冊の様式・資料も含め、細部に渡り、よくまとまっているが、基本理念、基本方針、運営課題に沿った事業計画を定めておく必要がある。

## 2 今後の方向性

◆ こども家庭センター実務手帳において、『児童福祉の理念』は、『児童福祉法第2条で規定されていること、我が国が『児童の権利に関する条約』を1994年に批准して22年の時を経て、この条約の精神をその理念に掲げる法律になったことは意義のあること、児童福祉の使命は児童の権利の保障にあり、その権利は、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利を4つの柱として、子どもたちの最善の利益の実現を目的としていること等を記載しているが、一時保護所を運営するにあたっての『基本理念』、『基本方針』、『事業計画』、『目標設定』などは定められていない。特に基本理念は、一時保護所の運営において、子どもたちの最善の利益を実現するための職員の行動規範になるものであり、具体的かつ簡潔に理念を明記した上、職員全員に十分主旨を説明する必要がある。

◆ 今後の一時保護所運営の拠り所になるものであり、基本理念、基本方針の策定については、関係職員が十分議論を尽くして納得できる方法で検討・決定することが望ましい。

◆ 全国調査では、事業計画を策定している一時保護所が、約9%であった。一時保護所改革を進める兵庫県は、ぜひとも子どもたちの最善の利益を実現するための事業計画・方針を策定してもらいたい。特に職員の資質向上は重要であることから、事業計画の中に研修計画を織り込むことが必要と考える。

○ 平成31年3月に策定した「一時保護所運営マニュアル」において一時保護所の基本理念及び基本方針を明記し、法律等の改正や時代に対応した見直しを適時適切に行う。

○ 基本理念、基本方針の策定については、一時保護所の職員、管理監督職、本庁職員等で構成するワーキンググループ（庁内検討会議）で検討する。

○ なお、基本理念、基本方針の策定にあたっては、子どもたちの最善の利益を守ることが究極の目標であるが、一時保護所はどうあるべきか、一時保護所で働く職員はどうあるべきかといったあたりを明瞭な言葉で示すことが肝要である。

○ また、一時保護所の運営課題に沿った目標、研修計画等を盛り込んだ事業計画を原則毎年度策定する。例えば、『第2四半期に入所児童の学習教材をすべて学校で使用する教科書、副教材にする。』など具体的な設定とする。策定にあたっては、予算マターの事項もあると考えられるので、本庁と一時保護所の間で十分に協議しておく必要がある。

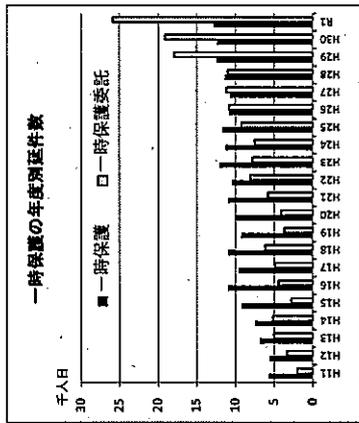
○ 基本理念、基本方針、事業計画、事業目標は、事務室内に掲示し、職員が常に

意識するようにするとともに、印刷物を職員全員に配布し、業務に関わる者全員に周知しておく必要がある。また、策定・見直しの都度、一時保護所職員に十分主旨を説明し、管理監督職を含め職員全員が同じベクトルを向くようにする必要がある。

II 一時保護所の増数箇所設置（新設・建替）〔定員、箇所数、整備方針〕

1 現状と課題

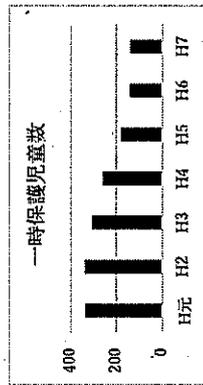
- 一時保護所は常に満床状態で、一時保護委託件数が急増しており、定員数の増が必要となっている。



- 児童人口1万人あたりの定員数は、全国の1.92と比較して、兵庫県は0.83とかなり少なくなっている。

	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人あたりの定員数 (A)/(B)
兵庫県	40	48.2	0.83
全国	3,059	1,595.1	1.92

- 平成5年当時、一時保護を要する児童が減少している中で、一定規模の子ども集団の中で必要かつ的確な行動観察ができることが望ましいこと、専門職員の資質向上のための研修等により高度な支援体制が確立できることなどから、各子ども家庭センターの一時保護所を中央子ども家庭センターに集約した。



	H5	H6	H7
一時保護児童数	336	338	306
	258	178	142
			141

- 中央子ども家庭センターに付設されている一時保護所は、定員40名（男子学齢時16人、女子学齢時16人、幼児8人）であったが、令和元年度の9月補正予算を確保し、職員・宿直室等を子どもの居室に改修するなど整備した結果、物理的には54人の子どもの受け入れられることが可能となった。

- しかし、14人の受け入れ増を可能とするためには、職員を18人増員しなければならず、この人件費を予算化したものの6人しか確保できていない。原因は、①夜勤があること（週1日、月4日程度）、②土日祝に勤務があること、③給与水準が低いこと、④必要な資格が求められること（保育士、児童指導員）等があげられる。

- 第1章で示したとおり、一時保護所での受け入れ数の増加は、絶対不可欠であり、待ったなしの状態である。

- また、新型コロナウイルス感染症への対応について、一時保護所が1か所のみであることから集団感染のリスクを考慮し、親が陽性で子どもが陰性の場合であっても、疑似陰性を疑い、一時保護所で保護することができず、宿泊施設等に一定期間、当該ケースが発生した場合の部屋の借入を申し入れることとなった。その際、一般宿泊者とのゾーニングに苦慮した。こうした新型コロナウイルス等の感染症や増加する天災等に備えておく必要がある。

- さらに、中央子ども家庭センター以外の子ども家庭センターから一時保護所への児童の移送、在所中の児童との面接等、遠距離を移動する職員の負担や旅費等の経費負担も増している。

- 施設の不適応児や知的障害児の措置変更を行う際の一時保護が、一時保護所が満床で利用できない場合がある。

- 平成30年4月1日の児童人口1万人あたり一時保護所定員数は、0.83人と全国道府県の下から2番目であること（神戸市除く）、一時保護委託人数（警察除く）が令和元年度に、1,119人と平成27年度の350人と比較して3.2倍と急増していることから、一時保護所の定員が不足していることは明白である。

- また、兵庫県の県域は日本海に面する豊岡子ども家庭センター（3市2町、2,133.30 ㎢）、大阪府に近接する川西子ども家庭センター（6市1町、1,351.69 ㎢、県中央部の丹波分室を所管）、西播磨・中播磨の広大なエリアを所管する姫路子ども家庭センター（5市6町、2,432.14 ㎢）、エリアは狭いものの2つの中核市（尼崎市、西宮市）を所管し、虐待相談件数が群を抜く西宮子ども家庭センター（3市、169.15 ㎢）、県中央エリアに位置し、北は多可町から南は南あわじ市まで対応するとともに、現に一時保護所を付設する中央子ども家庭センター（10市3町、1,708.23 ㎢、R2年10月26日に北播磨を所管する分室を新たに設置）

と広範囲に点在しており、これだけの広域・規模の都道府県で一時保護所が1か所しかない特異な状況になっている。

○ 一時保護所が1か所しかないデメリットは、中央ことも家庭センター以外の職員(児童福祉司、児童心理司)が子どもの移送や面接において長距離・長時間の出張を余儀なくされていることである。夜間や週末の緊急一時保護のため、数日だけ一時保護所に在所した後、児童養護施設等に一時保護委託し、その後、一時保護所で退所が発生した際に、再び委託先施設から一時保護所に子どもを移し、アセスメント(行動診断)を行うといったこともあり、2重3重の無駄を生じている。

○ 何にもまして、現行の一時保護所の体制の1番の被害者は、子どもたちである。一時保護所で受け入れられない状況が、①夜間等の緊急一時保護の際の警察等での長時間の留め置き、②施設間の頻繁な移動(環境変化)によるストレス増大、③一時保護期間の長期化によるモチベーション低下、学力低下等のデメリットが生じている。

○ 県の5か所の子ども家庭センターの一時保護数、対前年度比増加率、相談件数、虐待相談件数の合計は、次の表のとおりとなっている。平成31年4月に明石子どもセンターが開設され、令和元年度のデータから明石市市分がなくなり、平成30年度以前は明石市市分を含んだ数字であるが、一時保護数、虐待相談件数は増加する一方となっている。

	H27	H28	H29	H30	R元	平均増加率
一時保護人数(一時保護委託含む)	781	912	1,082	1,177	1,528	-
対前年度比(%)	-	116.8	118.6	108.8	129.8	118.5
相談件数(虐待含む)	13,912	13,761	15,323	16,562	16,725	-
虐待相談件数	2,377	2,879	3,673	4,846	5,360	-

## 2 今後の方向性

◆ 虐待相談件数の増加に影響を与える要素として、①虐待通告意識の高まり、②虐待対応ホットライン189(いちはやく)の認知度拡大、③新型コロナウイルス感染症に係る不安増大、生活困難化等をきっかけとしたDV(心理的虐待)や児童虐待の増加(障害受容できない親の虐待等)、④発達障害児の増加(障害受容できない親の虐待等)、⑤幼児教育・保育の無償化による保育需要の高まりによる保育所等在籍による幼保連携の結果による通告数増、一方、虐待相談件数の減少に影響を与える要素として、⑥出生数の減少、⑦関係機関との連携強化やことも家庭センター新規設置(加東、尾崎)による虐待の未然防止などが考えられる。実際には、⑧の場合、きょうだいの減少による親子関係の密着化による虐待、⑨のことも家庭センター新設や市町との連携強化により、虐待の重症化の防止に繋がるが、早期発見により件数増加の可能性は排除できない。これらの増減の要素を統計学的に予測することは困難であるが、今後も虐待相談件数、一時保護数(委託を含む)の増加傾向が継続するという見方が妥当であろう。

◆ 一時保護所のあり方検討部会としては、広域である兵庫県の特性から、兵庫県のエリアを分割して、各エリアに一時保護所を設置することを強く推奨する。

◆ いずれの整備においても権限の期間を要すると考えられるので、それまでの対策が早急に必要な要素である。1つの対応策で全てを解決することは困難であると考えられるので、あらゆる方策を検討し、できるものから速やかに実施していくべきである。

○ 現在の一時保護所は老朽化し、給排水管、給湯設備、空調等に不具合が毎年発生し、建物の維持管理に予算が費消されている。また、全居室が3~4人部屋となっており、子どもが安心して健康的な生活を送れるような構造、設備となっていない。早急な整備が必要であり、建て替えを提案する。

○ 整備の際には、低年齢で、1人で寝ることへの不安が強い子ども以外は、個室を基本で考えるべきである。そのほか、子どもの権利擁護、学習権の保障等を満たす施設の整備が必須である。

○ 各子ども家庭センターの負担を分散し、子どもの最善の利益を実現するため、さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大時に親が犠牲の子どもを受け入れる専用施設としての活用も想定した、新たな一時保護所を整備することが望ましい。例えば、兵庫県を東部、中央部、西部に分割した各エリアに1か所ずつ一時保護所を設置するなどの検討が必要と考える。

(参考：埼玉県4カ所、千葉県6カ所、神奈川県3カ所、京都府3カ所、福岡県4カ所 (政令市、児相設置中核市除く箇所数))

○ 中央子ども家庭センターの隣接地の県立がんセンターが令和7年度の開設に向けて整備される予定であることから、先行して、特に児童虐待相談、一時保護が多い阪神間を有する東部エリアに早急に一時保護所を整備し、次いで、中央子ども家庭センターの一時保護所の現地建替、または相談機関と一時保護所を一体として移設する整備の検討を進め、最後の西部エリアについては、今後の状況を踏まえ整備を検討することとしてどうかと考える。

○ 兵庫県として、一時保護所の必要定員を何人に設定するかということが重要である。現在、不足する人数を整備により確保するというだけではなく、将来的に一時保護人員をどう見込むのか、特に尼崎市が児童相談所を設置する方針との報道もあったが、姫路市、西宮市も児童相談所を設置した場合、それぞれの管内の子どもの一時保護は県が担わないことになる。そういったことも視野に入れて必要定員を試算することが肝要である。

○ 中央子ども家庭センターに付設する一時保護所の最大の課題は、54人の受入れを実現できる職員数を確保できていないことである。そのため、考えられる方策は、①人材派遣会社からの派遣、②子どもの監護業務の一括委託、③応募条件等の見直し（会計年度任用職員の給与等雇用条件の改善）、④県職員の保育士の活用（人事異動）等があげられる。

○ 民間活力により、子どもの監護業務にあたってもらう場合、永久的ではなく、令和4年4月から人口3万人に1人の児童福祉司の配置基準となるが、中核市3市が児童相談所を設置する際には余剰となると考えられることから、一定数、一時保護所の監護業務にあたることを想定され、民間活力も終了することも当然あり得る。

○ また、必要定員を算定する際に、一時保護委託の人数をどう見込むのかという点に留意する必要がある。3歳未満の子どもは、元々、一時保護所ではなく、乳児院に一時保護委託している。そのため、児童養護施設への一時保護委託をどのくらい見込むのか、令和元年度実績483人を減らすことを目標にするとしても、一気に0にすることは困難であろう。団体、施設との意見交換を進めること、特に緊急の夜間の一時保護を受けるための仕組み、たとえば夜間勤務の職員の配置に係る補助メニューの予算化、あるいは、施設の小規模化の過程で余剰となる建物等を一時保護専用施設に改修するなど、双方の理解と協力の中、対応できる方法を早期に実施する必要がある。一方、家庭養護を推進するために、里親への一時保護委託は一定数増やす必要もある。様々な観点から、一時保護委託の適正数を見込むことが重要である。

○ 一時保護委託先を探し、連絡・調整することも家庭センター職員の負担軽減策も講じる必要がある。一時保護所にコーディネート機能を設ける方法や輪番制の実施方法の見直し等を検討してはどうかと考える。

### III 児童の最善の利益を考慮した設計、設備

#### 1 現状と課題

○ 現在の建物は、平成5年4月に中央子ども家庭センターに県内の他のこのも家庭センター（西宮、姫路、豊岡）一時保護所を統合した際に、定員20名を想定し建築した。その後平成15年に増築し定員を40名に増員した際に一時保護所内の導線が複雑になっている箇所がある。

○ 令和元年度には、急増する一時保護需要に緊急的に対応するため、定員を54名に増員した。その際、居室や倉庫等を改修したことから、十分なスペースを確保できていない居室等がある。

○ 建築から一定期間が経過しており、一部壁紙を貼り替えるなどの修繕は行っているものの、明るく、落ち着いた雰囲気ではなく、手洗い場等も無機質なステンレスで、全体的に温かみが乏しい。

○ 建物内は雑の閉閉が必要な箇所が多く、閉閉に時間がかかることから緊急時の対応等に不安がある。

○ グラウンドや体育館を備えており、また、漫画や絵本を含む本を読んだり、テレビを視聴したり、将棋やパズルができる居室を設けているが、定員数に対し十分な広さを有しているとは言えない。

- ・グラウンド 約768㎡
- ・体育館 144㎡
- ・多目的室 112㎡

■ 「一時保護改革に向けた取組等」に係る全国調査の結果（R2 児童課調査）

【質問】図書室や視聴覚室など、子どもの心身が安らぐ場所を設置しているかどうか。【複数回答可】

（回答した一時保護所数：80）

図書室の設置	6.3%
視聴覚室の設置	2.5%
その他	41.3%

【その他の場所】

- ・リビングスペース（テレビ・漫画あり）
- ・談話室
- ・遊戯室
- ・テレビ視聴やテレビゲームができるスペース

- ・ 公用車を用いたの所外活動や図書館利用、体育館活動
- ・ 屋上中庭

## 2 今後の方向性

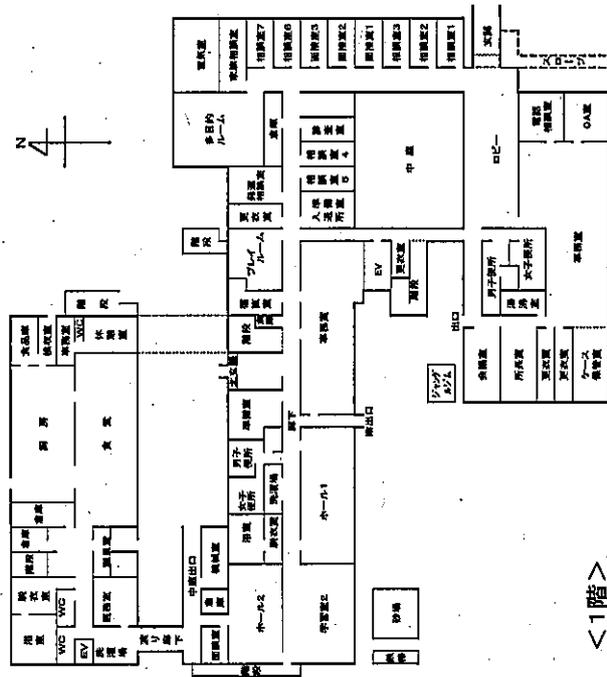
- ◆ 一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされたいりすることが多いため、一時保護所は温かい雰囲気子どもがストレスを感じることなく、心から安心して暮らせる環境でなければならぬ。また、一時保護所は、代養養育の場という性格も有しており、家庭における養育環境と同様の環境を提供することが望ましい。
- ◆ 令和元年度の一時保護所の平均在所日数は、31.1日であり、2か月以上の長期に渡る子どももいる。集団の生活時間のみでは、子どもにとっては、落ち着き、気が安らぐ時間がなく、一時保護所内に開放的空間を確保して、生活の中で個人の時間を設けられるような工夫が必要である。
- ◆ 平成5年に建築した現在の県の一時保護所は、老朽化が進んでおり柔らかみや温かみが乏しい。平成15年に増築した際も十分な拡充が図れていない。さらに、令和元年度に緊急的な定員増員に対応するため居室や有庫等を改修し十分なスペースを確保できている居室等があることから、一時保護所内の開放的な環境の確保を目指す必要がある。
- ◆ 一時保護所に入所する児童が不安やストレスを感じないように、十分にレクリエーションが図れる環境を提供するとともに、児童が家庭的な環境でリラックスできる空間の提供を目指す必要がある。
- ◆ 生活のしおりの中に、「気持ちを抑えられず、暴れてしまいがちな時には、落ち着くために一人で過ごしましょう」と記載されているが、実際にグループダウンする場所がないので、一時保護所内にリラックスできる場が必要と考える。
- ◆ 子どもの家庭復帰を進めるためのステップである親子面会や児童心理司との面接などにICT機器等の活用が不可欠である。

### (1) 開放的な環境の確保

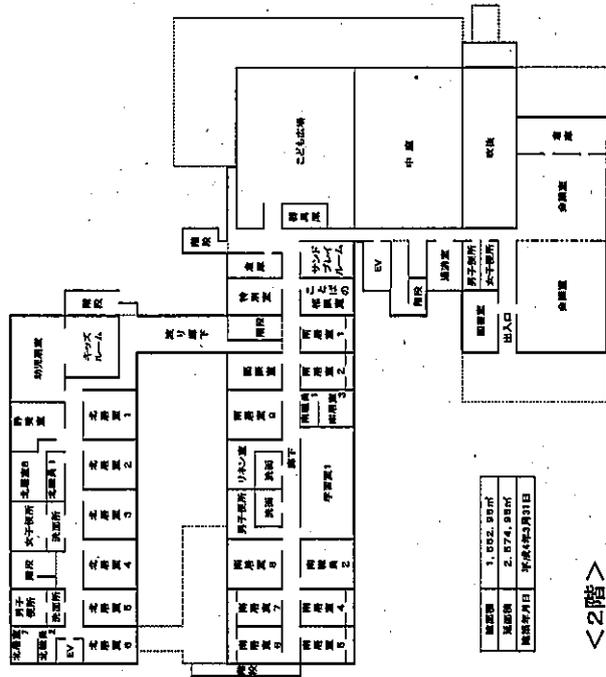
- 新設や建替の際は、採光、通風、色彩、デザイン等を工夫し、柔らかみやゆかみを感じられる開放的な明るい生活空間となるように設計を行う。
- 児童の居室や職員の執務スペースについては、十分な広さを確保するとともに、廊下幅についても児童が行き交うのに十分な廊下幅を確保する。

- 建物内の導線が複雑にならないよう、レイアウトを工夫する。
  - 緊急時に素早くドアの鍵を閉鎖してエリア間を移動して対応できるよう、鍵は指紋又は顔認証によるものが適当である。
- ### (2) レクリエーション、心理的ケア設備等の充実
- グラウンドや体育館については、一時保護された児童がストレスを発散できるような十分な広さを確保する。
  - レクリエーションが図れるプレイルームや視聴覚室、リビング等の寛げるスペースを確保し、図書やDVD等の充実を図る。
  - リビングスペースにソファを置くなど、家庭的な環境で児童がリラックスできる空間となるよう配慮する。寛げるスペースや遊べるコーナー等の空間の配置にも考慮する。
  - 心理的ケアを行う部屋（面接・検査室、箱庭室、プレイルーム等）の設置が必要である。
- ### (3) ICT環境の整備
- テレビ会議を活用した親子面会、児童心理司との面接等を実施するためのICT機器の設置を推進する。
  - Wi-Fi環境を整備し、一時保護所内の各エリアから保育士・児童指導員等が国や県本庁のデータを収集し、業務や研修に活用することを検討する。（情報管理・セキュリティ対策が必須）

中央こども家庭センター <建物平面図>



<1階>



<2階>

IV 個別的な支援のあり方（全居室の75%以上を個室化）

1 現状と課題

- 男子学齢児（定員21人）の居室が9室、女子学齢児（定員21人）の居室が8室、幼児（定員12人）の居室が1室、特別室が1室あるが、個室はない。学齢児は、3人で一部屋を使用している（問題行動等を起こした場合は、一人一部屋の居室対応）。
- 性加害児童や障害特性のある児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等、個別の処遇が必要な児童については、個室がないため複数定員の居室を1人で利用したり、特別室を利用するなどの対応を行っている。
- 基本的には複数人で入浴しており、性的虐待を受けた児童や性加害児童は、時間差を置いて入浴するなどの対応を行っているが、個別に入浴できることが望ましい。
- LGBTや文化の違い等に配慮し、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が図られるよう個別的な支援のあり方を検討する必要がある。

■ 「みんなの生活についてのアンケート調査」調査結果（R元 児童課調査）

【対象】 県所管の児童養護施設、ファミリーホームに措置、県所管の養育里親に委託されている小学校5年生以上の児童

【質問】 一時保護所に入所した当時の年齢は何歳ですか。

入所年齢	回答数	割合
3歳未満	12	2.4%
3歳～6歳	40	8.1%
7歳～9歳	47	9.5%
10歳～12歳	74	14.9%
13歳～15歳	68	13.7%
16歳以上	10	2.0%
わからない	40	8.1%
未回答	204	41.2%
合計	495	100%

※複数回の入所がある場合は直近の入所年齢  
【質問】 一時保護所で一緒のお部屋で生活するのは何人がいいと思いますか。

希望人数	回答数	割合
1人	61	12.2%
2人	69	13.9%
3人	41	8.2%
4人	49	9.8%
5人	13	2.6%
6人以上	34	6.8%
未回答	231	46.4%
合計	498	100%

【上記の希望人数を選んだ理由（自由記述）】

・ 1人の場合

カテゴリ	回答数	割合
1 一人になりたない、プライバシーが守れる	13	26.5%
2 落ち着く	12	24.5%
3 静かに生活できる	6	12.2%
4 楽、自由にできる	6	12.2%
5 複数だとけんかになる、けんかしたときに寂しい	5	10.2%
6 その他	7	14.3%
	49	

・ 2人の場合

カテゴリ	回答数	割合
1 落ち着く	8	19.5%
2 話したり、遊べるから楽しい、すぐに仲良くなれる	7	17.1%
3 静か、うるさくない	5	12.2%
4 (1人だと)寂しいから、怖いから、悲しいから	4	9.8%
5 助けてもらえるから、お互いに助け合える、心強い、相談相手がいる	3	7.3%
6 きょうだいほしい	1	2.4%
7 その他	13	31.7%
	41	

\* プライバシーが守れる、落ち着くといった理由から少人数の希望が多い。

2 今後の方向性

- ◆ 子どもの安全確保のみならず、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が必要であり、子どもの状況に最も適した環境や生活の質を確保しなければならぬ。
- ◆ 一時保護所に入所する子どもは、年齢の差も幅広く、一時保護される背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなどの防止にも留意し、子どもの年齢等を配慮しつつ、できる限り良好な家庭的環境となるよう個室対応を基本としていく。
- ◆ 性加害・性被害や障害特性のある子ども、衝動性・暴力性の高い非行児、LGBT等の特別な配慮が必要な子どもへの支援方法等について、事前に十分に検討しておく必要がある。
- ◆ 重大事件に係る触法・ぐ犯児童については、子どもの心理面に配慮し、刺激の少ない部屋で安心感を与える必要があり、加えて一時保護中の他の子どもへの影響やプライバシー保護にも配慮が必要である。
- ◆ 複数人での入浴を基本とすることは、家庭的環境になっておらず、性的問題行動に発展する危険もあることから、可能な限り個別に入浴できる環境を確保することが望ましい。

- できる限り良好な家庭的環境が必要であることから、小学校高学年以上は個室対応を基本とし、年齢別の一時保護児童の現状も踏まえ、概ね全居室の約75%以上を個室化することが望ましい。ただし、複数人数の居室の場合でも個室化を可能とする間仕切り仕様の検討する（全て間仕切りした場合100%個室）。

年齢別一時保護児童数 (R元)

年齢	人数(人)	構成比(%)
2～6歳	76	18.6
7～9歳	91	22.2
10～12歳	88	21.5
13歳以上	154	37.7
合計	409	100.0

- 性加害児童や障害特性のある児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等、個別の処遇が必要な児童については、個室対応とする。
- 居室は、衛生面を考慮し、基本的にフローリングとする。
- 重大事件の触法・ぐ犯児童を一時的に受け入れる特別室等（現在1室）については、新型コロナウイルス感染症等の感染が疑われる場合に隔離するなどの対応やLGBTの児童の居室にも利用できることから、複数を確保する。  
触法・ぐ犯2室、LGBT等1室、感染症対策（新型コロナウイルス以外の感染症も想定）として3室は必要と考える。ただし、ゾーニングに配慮した配置が必要である。
- 浴室については、性的虐待を受けた児童や性加害児童への配慮のみならず、個別に入浴することが望ましい児童もいることから、大浴場だけでなくユニットバスを一定数設ける必要がある。

V 児童の権利擁護（アドボカシー）

1 現状と課題

- 一時保護所に入所している児童(小学生以上)には2週間に一度、一時保護所の生活について困り事等がないかアンケートを行っている。アンケートは個別に記入できるように配慮しており、内容確認は一時保護所の管理職が行っている。気になる記載があれば管理職が子どもに直接、面接、面談等を行い児童の権利擁護に努めている。
- 一時保護所受入時に一人ひとりの児童に職員が面接を行い、「一時保護所の生活のしおり」等を渡して、生活やSOSの出し方などを事前に説明している。
- 児童には、児童養護施設等入所時に、「あなたのみらいをひらくノート」（権利ノート）を渡して、権利擁護の説明を行っているが、権利ノートの内容は長年更新されておらず、繰り返し説明ができていない。
- 児童に対しアンケートは行っているが、意見箱を設置したり、第三者が児童に対し、意見聴取する機会を設けてはいない。
- 児童の特性や人権に配慮した対応を行うため、職員の専門性の向上を図る必要があるが、児童の権利擁護に係る職員研修は実施していない。

■ 「一時保護改革に向けた取組等」に係る全国調査の結果（R2 児童調査）

【質問】 児童の権利擁護のために実施していることについて、選んでください。

【複数回答可】

（回答した一時保護所数：80）

入所児童に対するアンケート	45.0%
意見箱の設置	65.0%
第三者の子どもに対する意見聴取	22.5%
権利擁護に係る職員研修の実施	48.8%

2 今後の方向性

- ◆ 一時保護所入所時には『生活のしおり』により、一時保護所の一日、日課の説明、一時保護所の生活Q&Aなどを説明している。『安心・安全なくらし』の中で、最初にルール（きまり）を守ろう ルールを守ることが、あなたやみんなを守ることに必要だと記載されている。また、『一時保護所のルール』では、暴力、暴言、挑発、物に当たるとはしない、一時保護所の日課に必ず参加する、住所・電話番号の交換をしない、友達との部屋に勝手に入らない、落書きをしたり、物を壊したりしない、一時保護所に来た理由を友達に言わない等の約束事が記載されている。集団生活のため、ある程度のルール、約束事があるのは、やむを得ないことであるが、一律に集団生活のルールを押しつけているように感じる子どもがいるかもしれない。子どもが日常生活をリラックスして過ごせるような雰囲気づくりなどに着目した内容で、しおりを作成することが必要である。
- ◆ 2週間に1回のアンケートは、一定の成果はあると考えるが、管理職への手渡しのため、他の方法での権利擁護、意見表明の機会も新たに追加で設けてはどうかと考える。
- ◆ 私物については、一時保護所で預かる方式をとっているが、大事な思い出の持ち物が子どもの心の安定につながる可能性もあり、私物所持のルールについては権利擁護の観点から議論が必要である。また、貸与物品に係る留意点を整理する必要がある。
- 一時保護所入所時に説明する、『一時保護所生活のしおり』を子どもも目録で見直すとともに、児童養護施設入所の子どもにも説明する「あなたのみらいをひらくノート」（権利ノート）の内容を必要に応じて更新し、一定期間が経過する毎に繰り返し説明を行うべきである。
- アンケートを実施し、気になる記載があれば管理職が児童に直接、面談等を実施しているが、一時保護所の職員等ではなく第三者による児童に対する意見聴取の機会を設けることや意見箱の設置を検討する。
- 一時保護児童は、生活環境が変わり、心身に不安定な状態になることが多いため、児童が安心して生活できるように、直接、児童の意見を聞く場面を設定することが重要である。
- 児童の特性に応じた声かけや、関わりを持つように留意するべきである。一時保護所の職員が個人の感覚で対応するのではなく、声かけ等のルールを策定し、職員間で共有する必要がある（マニュアルに記載し、共通ルール化する）。

## VI 個々の児童の能力に応じた学習の保障

### 1 現状と課題

- 児童の特性や人権に配慮した対応を行うため、児童の権利擁護に係る職員研修を企画、実施する必要がある（総務部門と連携して進める）。
- 全ての私物を認めることは難しいと考えるが、権利擁護の観点から認められるものがないのか議論する必要がある。
- 貸与物品については、感染症対策にも留意して、常に衛生的なものを提供するよう徹底する必要がある。

- 学齢児は、平日に計算学習（25分）、漢字学習（25分）、教科学習（35分2コマ）、課題学習（45分）を実施している。利用している教材は、基本的にプリントであり、学校の教科書、副教材等は利用していない。

- 計算表彰、漢字表彰等児童のモチベーションを上げる工夫をしている。自己肯定感が低い子どもには効果的である。

- 一時保護所の児童の通学については、虐待を行った親が登校途中で連れ帰るリスクや、交通事故、無断外出等の可能性もあること、また、在籍校まで遠距離であること、登校時・下校時の一時保護所職員の体制等の課題があり、通学は実施していない。

- 親が施設入所に同意せず、児童福祉法第28条に基づき、家庭裁判所への申立を行っている子どもについては、審判までの期間が長くなることから、児童養護施設や里親に一時保護委託を行い、子どもたちが通学できるようにしている。

- 受検対策などの個別学習対策は実施していない。

- 学習指導員が2人いるが、体制的に不十分で、学年別や学習進度別のクラス編成は困難である。

- 一時保護所の全国調査（R2児童課調べ）では、一時保護所における学習教材として、『学校の教科書』72.5%、『学校で使用する副教材』71.3%、『学校で使用しているプリント』73.8%であった。兵庫県の一時保護所では、独自に作成したプリント学習を実施しているが、子どもの学習進度に合わせた学習カリキュラム、学校で使用している教材の利用は行われていない。そのため、一時保護所での在学日数が長期化するに従って、学習の遅れ、意欲の低下が顕著になってくる。そのため、家庭復帰、里親委託、施設入所等の子どもへの処遇が決定しても登校がスムーズにいかないケースも出てくる。

■ 「一時保護改革に向けた取組等」に係る全国調査の結果（R2 児童課調査）  
[質問] 個々の学習進度に応じるため、工夫していることについて、選んでください。【複数回答可】

(回答した一時保護所数：80)

理解度を把握するためのテストを実施 70.0%

【質問】学習に使用している教材について、選んでください。【複数回答可】

(回答した一時保護所数：80)

学校で使用している教科書	72.5%
学校で使用している副教材	71.3%
学校で使用しているプリント	73.8%
一時保護所で作成したプリント	85.0%

## 2. 今後の方向性

- ◆ 虐待をした親から学校の教科書等入手することは困難な場合が多いため、学校や市町教育委員会との連携を図り、教材の提供はもろろん、人材の派遣やオンライン授業の活用、分教室の協議等を検討してはどうか。また、社会的養育の子どもへの学習支援を行っているNPO法人との連携等も検討する必要がある。
- ◆ 現在の一時保護所は学習指導員が2人だけであり、小1から高3までの広範囲をカバーするには十分な体制とは言えない。学習支援体制の充実に要する予算措置が必要と考える。
- ◆ 中学受験、高校受験、発達障害特性のある子どもへの学習支援等様々なレベルに応じた学習に係る体制、設備、指導方法の共通化が必要と考える。

等のボランティアの活用、学習支援のNPO法人との連携等も検討する必要がある。あわせて、学習指導員を増員し、学習支援を強化することを検討する必要がある。

- 現在は、男女別で大集団でのプリント学習を行っているが、今後は自己学習できる学習室の設置やタブレット端末等のICT機器の活用を検討する必要がある。
- 発達障害特性に応じた小さめの学習室や、教材の工夫等を障害児の学習支援に長けた関係者（例：特別支援学校教諭）からの助言を受け、検討する。
- 勉強に関する悩み、苦手克服のためのヒントになるような面談を定期的に実施することを検討する必要がある（勉強の悩み相談室）。

○ 使用する教材は、プリントに加え、学校で現に利用している教科書、副教材が望ましい。学校、市町教育委員会と連携し、教材の提供を受けるとともに、子どもも学習進度の確認を行うことも必要である。また、得意分野を知ることによって自己肯定感を高めることができることから、理解度を把握するためのテストの実施を検討する必要がある。

○ 一時保護所から通学させることができるかどうかについて、その条件等を調査・研究する必要がある。令和元年7月29日付厚労省子ども家庭局長通知「一時保護中の子どもへの権利保護について」では、『保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合』、『子どもが学校に通うことを拒否している場合』を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととしている。

○ 受験対策について教員OBを活用した特別授業や、受験対策DVDやオンライン授業の活用等を検討する必要がある（新型コロナウイルス対策の一環としてオンライン授業を実施した高校あり）。必要に応じて模擬面接等の実施や、大学生

Ⅶ 職員の資質向上、適切なケア・アセスメントの実施

1 現状と課題

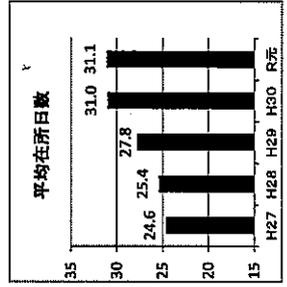
- 一時保護所の職員は、新任時に管理職からの講義や先輩職員からのOJTにより一時保護所業務を学ぶが、施設が365日24時間運営で、ルーティン業務であることから、研修受講の機会がほとんどない。
- 保育士、児童指導員は、適時、個々の子どもに係るカンファレンスや、中央子ども家庭センターが実施するケース会議に参加して、子どもの行動診断等について関係者に説明している。
- 一時保護所の大きな役割のひとつに子どもの行動診断があげられる。行動診断票は、一時保護運営マニュアル（H30年度改訂）の様式・資料（別冊）に定められているが、具体的な作成要領、留意点等については記載がない。
- 事故発生時における男児・女児・幼児の各グループ間の相互応援体制、特に夜間の対応方針が明確でない。

2 今後の方向性

- ◆ 令和元年度の一時保護所の在所日数が31.1日と平成27年度の24.6日と比較して、6.5日（26.4%）増加している。平成30年10月より一時保護所における子どもを受け入れについては、入所後3週間以内に援助方針を決定し、退所するための3週間ルールを設け2年が経過したが、一時保護所が満床状態のため、入所できない子どもを児童養護施設等に委託し、一定日数経過した後、一時保護所に移動し、そこから行動診断の作成を開始するため、在所の長期化につながっている。また、最初から一時保護所に入所した子どもについても行動診断書の作成に最大3週間の日数を要している例もある。このようにことから、作成要領・手順等の共有化・マニュアル化を進めるとともに、一時保護所と各子ども家庭センターの連携・協力、情報共有を図り、一時保護期間の短縮化を図る必要がある。
- ◆ 一時保護所の職員の資質向上が重要であり、正規職員と会計年度任用職員が共に積極的に研修に参加し、子どもに関する知識・技能を習得の上、チーム監護に活かす必要がある。また、先輩職員が後輩職員に積極的に指導する（OJT）風土の醸成が大切である。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策として、一時保護所に入所している子どもと児童福祉司、児童心理司との面接のICT機器活用を検討する必要がある。

○ 一時保護所職員が定期的に研修（内部、外部）に参加できるよう管理監督職は留意する必要がある。勤務ルーティンには、研修の日程も織り込むようにすることが望ましい。また、以前企画した一時保護職員に直接役立ち、コグニティブ・別研修を毎年実施するべきである。一時保護業務に直接役立ち、コグニティブ・トレーニング（認知トレーニング）のようなテーマの選定を検討する必要がある（以前、一時保護所に在所していた子どもの学力が向上した）。

- 一時保護所を付設することも家庭支援センターの総務部門が一時保護所と連携し、研修の企画を行う。
- 明石市にある西日本子ども研修センターあかしを利用するなど、積極的に外部の研修にも参加するべきである（参考：令和3年2月に一時保護所指導者研修実施）。
- 行動診断票の作成については、基本的な考え方や、作成要領、留意点等を明示しておくことが望ましい。なお、マニュアルには、『行動診断票は、子どもの入所後2週間経過後、概ね3週間までに作成する。』と記載されている。しかし、現在、一時保護所は入所の長期化を改善し、家庭復帰、里親委託、施設入所等の子どもの援助方針を早期に策定するために3週間ルールを設けており、各子ども家庭センターは、一時保護所の作成した行動診断の内容を参考にしながら援助方針を検討することから、入所後2週間以内に作成するというような変更が必要と考える。
- 関係機関と連携してチームで情報共有の上、子どもの援助方針を策定し、総合的なケア・アセスメント（社会診断・心理診断・医学診断・行動診断に、家族歴・生活歴に基づく理解を合わせた総合診断）を実施するとともに、適時、見直しを行う。
- 入所から退所までの期間を3週間とするルールを徹底し、平均在所日数を令和元年度の31日から平成27年度並みの25日程度に削減できるような取組が必要である。

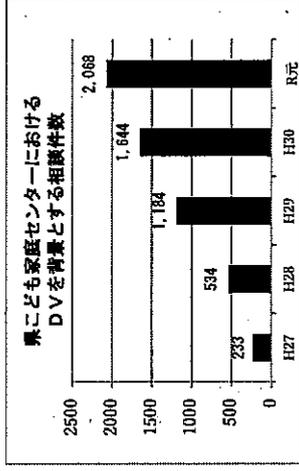


● 全国平均在所日数 (R元)  
25.8日 (全国80か所の平均)  
[R2 児童課調査]

Ⅶ 児童虐待対応とDV対応との連携

1 現状と課題

- 平成16年の児童虐待防止法の改正において、子どもの前で配偶者等に対して暴力を振るう面前DVが児童虐待（心理的虐待）とされ、警察からこども家庭センターへの通告後、相談対応するケースが増えており、DVを背景とする児童虐待相談件数が急激に増加している。



- 児童虐待とDVは両者が一体となって発生するなど関連性が認められる事例が多いことから、児童虐待対応とDV対応において、こども家庭センターと女性家庭センターの連携のあり方等を検討する必要がある。

■ 「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について」(R2.9月内閣府発表)

[質問] 児童相談所等関係機関と連携するにあたり、事前に取り決めた内容が記された書面等（文書、協定、マニュアル、手引き、非公式な申し合わせ等）の有無

(回答した配偶者暴力相談支援センター数：282)

「ある」76センター (27%)

「ない、無回答」206センター (73%)

- 在所日数の短縮化には、一時保護所とこども家庭センターの相互協力が必要である。一時保護所は、行動診断書の作成日数の短縮化、こども家庭センターは、子どもの援助方針決定に向けた保護者や学校等との調整、里親マッチング、施設入所の手続き等を迅速に行う必要がある。

- 一時保護所に入所する児童と児童福祉司、児童心理司の面接においてICT機器を利用したテレビ会議の使用も効果的であり、新型コロナウイルス感染防止にも資するため、必要に応じて実施する。

- 夜間の体制は、男子学齢児2人、女子学齢児2人、幼児1人である。基本は、各グループの職員で協力して問題解決に向けて対応することになるが、事故発生状況次第でグループを超えて対応しなければならないケースも想定される。グループ間の相互支援体制のフロー化・マニュアル化が必要と考える。また、心身に一時保護所職員が傷ついた場合、管理監督職は適切なケアを速やかに行う必要がある。

- 一時保護所の職員は、問題を抱えた子どもと真摯に向き合っており、時には職員自身が疲弊し燃え尽きる可能性も考えられる。そのため、ストレス対策としてメンタルヘルスの理解、活用を図る必要がある（一時保護職員が参加するメンタルヘルス研修の実施を検討）。

【参考資料】ひょうごの児童相談（令和2年7月）から抜粋

2 今後の方向性

- ◆ DV被害者と同伴する子どもを適切な環境において一時保護できるような児童虐待対応機関とDV対応機関の連携体制を構築する必要がある。
- ◆ 児童虐待事案においては、保護者へのDVが絡んでいるケースが多いことを念頭にアセスメントする必要がある。
- ◆ DV・児童虐待事案において関係機関間で連携するにあたり、連携する時点、連携を決定する判断基準、情報共有の方法、具体的な対応方法等を明確にするためにも関係機関と議論し、明文化した書面の作成を検討する必要がある。

- DV被害者の同伴児童の一時保護、児童虐待をきっかけとしたDV被害者の一時保護を行うなど、児童虐待対応とDV対応の相互連携を図る必要がある。
- 児童虐待対応担当者とDV対応担当者の連携を促進するため、双方の担当者が意見交換を行う会議や合同で実施する研修等の開催を検討する。
- 具体的な連携のあり方、留意点等については、児童虐待、DV対応の関係機関（子ども家庭センター、女性家庭センター、市町（配偶者暴力相談支援センター）、警察、NPO法人等）の意見も参考にして検討、調査・研究を進める。
- 調査・研究結果を書面（マニュアル等）化し、連携に活かす。

4 一時保護の状況

一時保護とは、何らかの事由で緊急に保護が必要となった場合や、後助方針を定める上で行動観察を必要とする必要がある場合、あるいは短期間の生活措置が必要となった場合などは、通常一時保護所で行われます。兵庫県では、中央子ども家庭センターに一時保護所を設置しています。

(1) 一時保護所の入所状況

令和元年度に一時保護所を利用した子どもは409人で、一日平均すると34.8人となり、平成30年度に比べ1.1人増加しています

子ども家庭センター別一時保護所利用状況（第31表）

区分	入所児童数		延人員		1日平均 在所人員	1人平均 在所日数				
	うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待						
中央	130	(4)	83	(4)	3,483	(70)	2,243	(70)	9.5	26.8
西宮	112	(10)	53	(5)	3,838	(389)	2,079	(212)	10.5	34.3
川西	87	(6)	43	(2)	2,812	(109)	1,759	(66)	7.7	32.3
姫路	61	(5)	32	(3)	2,008	(128)	1,010	(43)	5.5	32.9
豊西	19	(2)	13	(1)	584	(58)	413	(21)	1.6	30.7
計	409	(27)	221	(15)	12,725	(754)	7,504	(412)	34.8	31.1
神戸市	373		235		11,737		8,475		32.1	33.0
明石市	63		36		2,159		1,189		5.9	34.3

※（ ）は、30年度からの繰り越し件数を含む

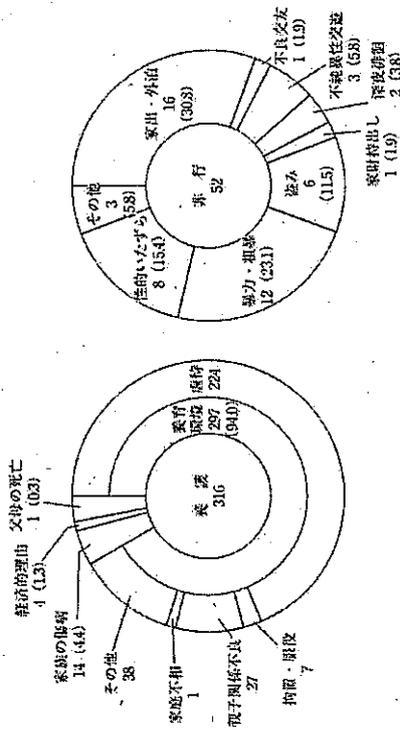
一時保護児童相談種別年次推移 (第8図)

単位：人  
( )内は%

年度	養護	非行	育成	合計
H27年度	276 (64.1)	98 (22.7)	57 (13.2)	431
H28年度	303 (67.9)	87 (19.3)	56 (12.6)	446
H29年度	314 (70.6)	73 (16.4)	58 (13.0)	445
H30年度	291 (70.8)	58 (14.6)	58 (14.6)	397
R1元年度	316 (77.3)	52 (12.7)	41 (10.0)	409

養護・非行相談一時保護理由 (第9図)

単位：人  
( )内は%

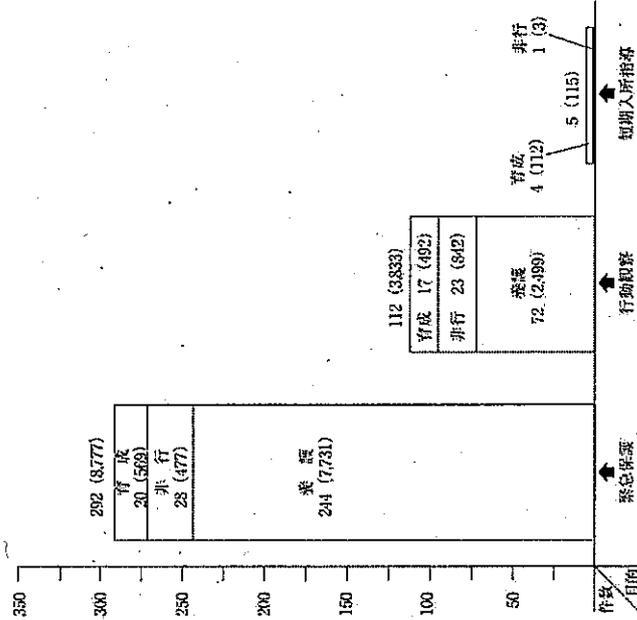


(2) 保護目的別・種別の一時保護の状況

一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の3つがあります。令和元年度は、緊急保護が292件 (71.4%) と最も多く、次いで行動観察が112件 (27.4%) となっています。緊急保護は、平成30年度に比べ16件 (5.2%) 減少しました。

保護目的別・種別一時保護状況 (第10図)

単位：人  
( )内は延人数



(3) 一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先・保護解除先の状況

一時保護児童種別・年齢・保護日数・保護解除先状況 (第32表)

区分	種別	種別							計
		養	保	非	行	竹	成	計	
こども家庭センター	保護日数	316	107	88	54	51	16	4	409 (100.0)
	中	52	15	16	14	6	1	8	120 (31.8)
	西	15	16	14	6	1	2	8	112 (27.4)
	川	8	14	14	6	1	2	19	87 (21.3)
	路	54	51	16	1	4	2	4	61 (14.9)
	登	16	4	4	1	1	2	19	46 (11.3)
	0～2歳	4	62	146	85	19	37	4	63 (15.4)
	3歳以上幼児	62	146	85	19	37	4	170 (41.5)	
	小学生	146	85	19	37	4	11	134 (32.8)	
	中学生	85	19	37	4	11	5	38 (9.3)	
年齢	7日以内	37	15	15	5	5	1	11	63 (15.4)
	14日以内	38	5	5	1	1	1	44 (10.8)	
	21日以内	35	9	9	4	4	2	46 (11.2)	
	30日以内	50	4	4	14	14	3	64 (15.7)	
	60日以内	125	14	14	5	5	3	153 (37.4)	
	61日以上	31	41	4	4	4	1	39 (9.5)	
	児童養護施設	41	1	1	1	1	1	43 (10.5)	
	児童自立支援施設	4	12	14	4	4	7	23 (5.6)	
	その他の施設	14	1	1	1	1	6	21 (5.1)	
	里親	14	17	17	14	14	11	170 (41.6)	
保護解除先	家	142	83	16	16	16	12	111 (27.2)	
	その他	83	18	1	1	1	4	23 (5.6)	
	水年度へ繰り越し	18	145	171	33	19	25	203 (49.6)	
	男女別内訳	145	171	33	19	25	203	206 (50.4)	
	男	145	171	33	19	25	203	206	
	女	171	33	19	25	203	206	206	

一時保護児童年齢別保護日数状況 (第33表)

年齢	保護日数						計
	7日以内	14日以内	21日以内	30日以内	60日以内	61日以上	
0～2歳	1	10	6	6	4	4	4
3歳以上幼児	14	17	18	28	68	27	4
小学生	31	13	17	19	45	9	134
中学生	17	4	5	2	9	1	38
計	63	44	46	64	153	39	409

(4) 一時保護委託の状況

こども家庭センターでの一時保護が困難な場合、適切な機関等に一時保護を委託しています。令和元年度は1,358件の委託を行いました。  
委託先は、児童養護施設が183件 (35.6%) と最も多く、次いで里親が297件 (21.9%)、養親が239件 (17.6%) と多くなっています。

こども家庭センター別一時保護委託状況 (第34表)

委託先	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計	うち内訳	
							児童養護施設	里親
中央	45 (56)	22 (1,067)	139 (4,010)	45 (1,137)	44 (1,415)	295 (7,685)	210 (5,866)	85 (2,219)
西川	81 (99)	30 (1,377)	140 (1,939)	69 (1,064)	58 (923)	378 (5,402)	163 (2,730)	215 (3,672)
鹿路	53 (61)	17 (330)	75 (1,026)	110 (1,417)	64 (924)	319 (3,756)	124 (1,719)	195 (2,037)
鹿路	57 (62)	41 (1,458)	101 (1,906)	38 (1,061)	38 (1,410)	275 (5,897)	133 (3,041)	142 (1,856)
鹿路	3 (4)	19 (674)	28 (1,231)	35 (700)	6 (528)	91 (3,137)	51 (2,434)	40 (603)
計	239 (282)	129 (4,906)	483 (10,112)	297 (5,379)	210 (5,200)	1,358 (25,790)	681 (15,790)	677 (15,000)
神戸市	147 (545)	104 (2,586)	75 (4,113)	40 (1,182)	50 (2,222)	416 (10,648)	199 (4,686)	217 (5,162)
明五市	21 (23)	7 (352)	6 (1,222)	38 (818)	7 (70)	79 (1,385)	33 (712)	46 (873)

(注1) 30年度からの繰り越しを含む。  
(注2) ( ) 内は委託日数である。

一時保護委託年次推移 (第35表)

年度	委託先					計
	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	
H27	153	61	184	31	74	503
H28	209	78	221	65	102	675
H29	271	138	345	67	87	908
H30	290	90	392	146	152	1,070
R元	239	129	483	297	210	1,358

兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
「一時保護所のあり方検討部会」

1 開催状況

- 第1回：令和2年7月28日 一時保護改革に向けた課題と対応策の論点整理  
第2回： 9月10日 一時保護改革の方向性の検討  
第3回： 10月26日 一時保護改革の方向性の取りまとめ

2 委員名簿

※五十音順 ○は部長

氏名	役職等
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授
杉原 加壽子	一般社団法人兵庫県医師会 常任理事
中村 衣里	弁護士
西海 恵都子	株式会社神戸新聞社 編集局長
藤本 政則	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会 会長
○ 森 茂起	甲南大学文学部 教授